

佐賀県訓令甲第4号

労働委員会事務局

佐賀県労働委員会事務局処務規程（昭和26年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の人事、サービス及び福利厚生に関すること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>(主査)</p> <p>第7条 課に主査を置くことができる。この場合において、主査は知事が職員の中から命ずる。</p> <p>2 主査は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>(主事)</p> <p>第8条 課に主事を置くことができる。この場合において、主事は知事が職員の中から命ずる。</p> <p>2 主事は、上司の命を受けて、担当事務に従事する。</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の人事、<u>給与</u>、サービス及び福利厚生に関すること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>(<u>主任主査及び主査</u>)</p> <p>第7条 課に<u>主任主査及び主査</u>を置くことができる。この場合において、<u>主任主査及び主査</u>は知事が職員の中から命ずる。</p> <p>2 <u>主任主査及び主査</u>は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>(<u>主事及び会計年度任用職員</u>)</p> <p>第8条 課に<u>主事及び会計年度任用職員</u>を置くことができる。この場合において、主事は知事が職員の中から命ずる。</p> <p>2 <u>主事及び会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、担当事務に従事する。</p> |

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。